

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第3条の規定に基づく特定地域(近畿運輸局管内)

平成27年11月1日現在				
府県名	営業区域	区域	指定日	指定期間
奈良県	奈良市域交通圏	奈良市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域を除く。)	平成27年7月1日	平成27年7月1日 ~ 平成30年6月30日
兵庫県	神戸市域交通圏	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市及び川辺郡	平成27年9月1日	平成27年9月1日 ~ 平成30年8月31日
大阪府	大阪市域交通圏	大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市(ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。)及び池田市のうち大阪国際空港の区域	平成27年11月1日	平成27年11月1日 ~ 平成30年10月31日

- ※平成27年7月1日 奈良市域交通圏が準特定地域から特定地域へ移行
- ※平成27年9月1日 神戸市域交通圏が準特定地域から特定地域へ移行
- ※平成27年11月1日 大阪市域交通圏が準特定地域から特定地域へ移行